

川俣町公告 第 2 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び川俣町財務規則（昭和 6 1 年規則第 1 号）第 1 1 2 条の規定並びに川俣町建設工事等に係る条件付一般競争入札実施要綱（令和 4 年告示第 4 号）に基づき、次のとおり公告する。

令和 8 年 4 月 1 3 日

川俣町長 藤原一二

入札公告（プール管理等業務委託）

1	契約方法	条件付一般競争入札
2	工事等番号	第 2 7 号
3	業務等名	プール管理等業務委託
4	業務等の種別	業務委託
5	業務等の概要	絹の里友ゆうプール及び川俣小学校プールを一般開放するにあたっての管理等
6	設計図書	別紙、仕様書等のおり
7	契約の期間	契約日 ～ 令和 8 年 9 月 1 1 日
8	担当課	川俣町教育委員会 生涯学習課
9	入札参加資格要件	入札時に次の要件をすべて満たす者とする。ただし、入札時までに入札参加資格を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
		・ 本社等が県内又は契約締結権限が委任されている営業拠点を県内に有するもの
		・ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること
		・ 川俣町において指名停止期間中でないこと
		・ 過去 2 年以内に同種又は類似のプール管理等の実績があり、管理体制が整備されていると認められるものであること
		・ 会社更生法に基づく再生手続き中の者でないこと
		・ 国税等の滞納がないこと
10	入札参加申込	
	提出書類	(1) 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第 6 号） (2) 川俣町工事等請負契約有資格者名簿に登録が無い者にあつては、次の書類を提出すること ・ 業務経歴書 ・ 技術者経歴書 ・ 営業所及び委任関係一覧表 ・ 委任状 ・ 営業に関する許可・登録に関する証明書の写し ・ 商業登記簿謄本若しくは商業登記事項証明書、又はその写し ・ 市町村税の納税証明書又はその写し ・ 消費税及び地方消費税、法人税又は所得税の納税証明書又はその写し ・ 直前 2 年間の各営業年度の財務諸表

	提出方法	書類の持参又は郵送とする。 ※郵送の場合は申込受付期間内必着。
	提出先	960-1405 福島県伊達郡川俣町大字東福沢字万所内山 2 番地 3 川俣町体育館 電話：024-565-3931 F A X：024-565-3932 メール：taiikukan@town.kawamata.lg.jp
	申込受付期間	本公告日から令和 8 年 4 月 2 8 日（火）午後 5 時 0 0 分まで ※書類の持参の場合、役場閉庁時は受付しない。
11	設計図書の閲覧	
	閲覧場所	川俣町体育館及び町公式ホームページに掲載
	閲覧期間	令和 8 年 4 月 1 3 日（月）午前 8 時 3 0 分から 令和 8 年 5 月 1 4 日（木）午後 5 時 0 0 分まで ※役場閉庁時は応じない。
	設計図書に関する質問	設計図書の内容に質問がある場合は、設計図書に関する質問書（第 3 号様式）に必要事項を記入して持参、F A X 又はメール等の方法で入札参加申込の提出先に送付すること。なお、送付後は確認のため必ず電話連絡をすること。
	設計図書に関する質問への回答	設計図書に関する質問書に対する回答は、質問書が提出された方法で質問者に対して回答する。また、質問内容及び回答内容は質問者が識別できる情報を除き、町公式ホームページにも掲載する。
12	入札参加資格の決定	令和 8 年 5 月 1 日（金）までに電話により通知し、合わせて資格審査結果通知書を発送する。
13	入札参加資格が無いとされた者に対する理由の説明	
	説明の請求方法	入札参加資格がないと認められた者は、参加資格がないことに対する理由説明を書面（任意様式）により行うことができる。
	説明請求の期限	令和 8 年 5 月 6 日（水）午後 3 時まで
	請求に対する回答	令和 8 年 5 月 8 日（金）午後 3 時までに書面で回答する。
14	入札	
	入札の形式	入札書投函方式 （資格審査決定通知に記載されている書類を持参して指定時間までに集合し、会場の指示に従うこと。）
	提出書類	(1) 入札書 (2) 委任状（代理人を立てる場合に提出）
	入札の日時	令和 8 年 5 月 1 9 日（火）午前 1 0 時 0 0 分
	入札場所	川俣町役場本庁舎 3 階 大会議室
	入札の回数	再度入札を含めて 2 回までとする。
	入札保証金	川俣町財務規則第 1 1 4 条に基づき入札保証金を納付すること。ただし、同規則第 1 1 5 条に規定する減免に該当する場合を除く。
	入札書に記載する金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
その他入札に関すること	川俣町競争入札心得による。	
15	契約事項	

	契約の確定	川俣町財務規則等に基づき契約を締結する。
	契約保証金	契約を締結しようとする者は、川俣町財務規則第97条に基づき契約保証金を納付すること。ただし、同規則第98条に規定する減免に該当する場合を除く。
16	前払金の支払い	無し
17	その他	本件公告に記載する内容のほか、関係する法令及び川俣町の入札・契約関係規程に基づく制度等について熟知のうえ入札に参加すること。